

広報

としま

埋蔵文化財

特集号

発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎981-1111

内線: 3463

資源保護のため
再生紙を使用しています

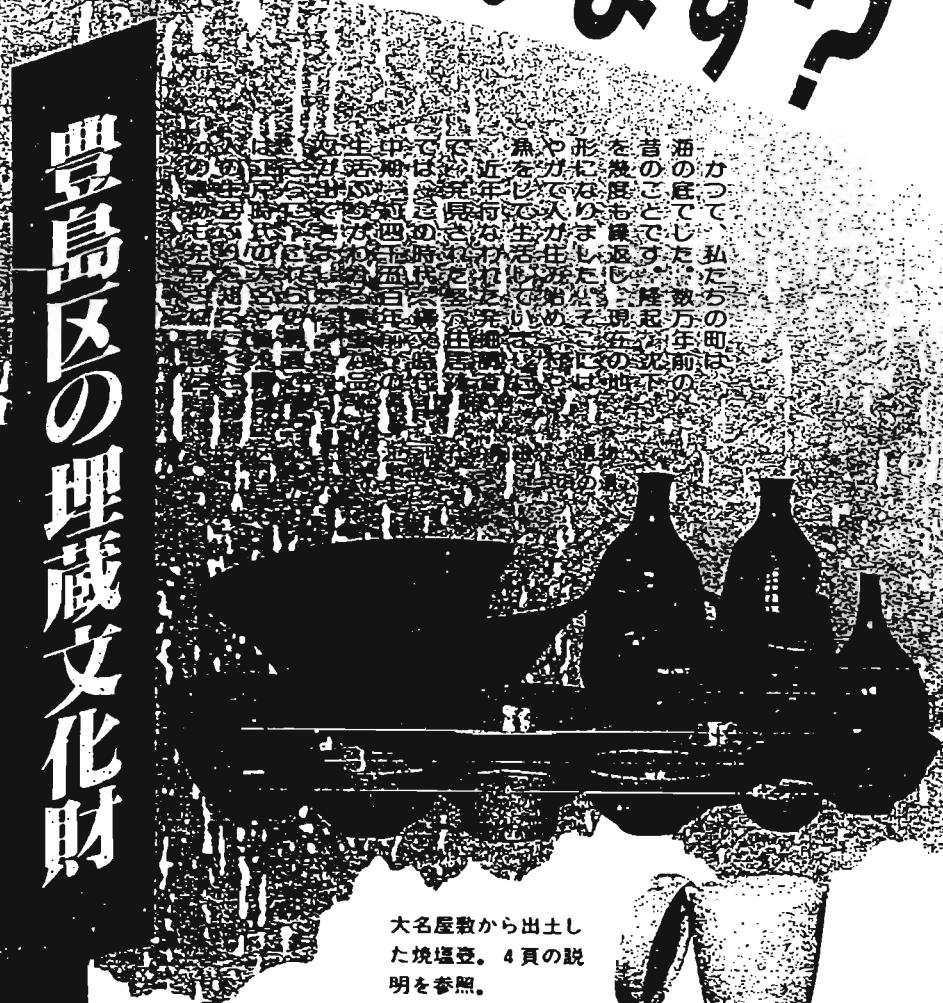
平成2年
(1990年) 9/9

発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎981-1111

あなたの町にも埋まっています?

豊島区の埋蔵文化財

大名屋敷から出土した焼壙壺。4頁の説明を参照。



発見された樅木湯をはじめとする遺構群。江戸時代後半の樅木屋の様子がわかつきました。

区内で初めて見つかった約4500年前の縄文時代住居址の説明を聞く、区立駒込小学校の子供たち、なかなか難しい質問が出てきました。



A-1 埋蔵文化財は、発掘調査をすることによって、初めてその内容を知ることができます。発掘調査は、ただ地面を掘ればいいのではなく、計画的に、地中の様子を観察しながら少しずつ掘り下げなければなりません。そのため、調査にはそうとうの費用と時間が必要になります。



A-2 文化財のほとんどは、保存のために移動することができますが、埋蔵文化財は他の場所に移動して保存することができません。

A-3 一番古くて縄文時代のものが発見されています。また、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、鎌倉・室町時代、江戸時代のものも発見されています。また、跡が遺跡として残されています。

A-4 豊島区にはどのくらいの埋蔵文化財があるのですか? 豊島区では、現在十六か所が追跡として認められています。さらに、今後の再開発によって、新たに発見される可能性もあります。

Q 「埋蔵文化財」って何ですか? A-1 それは、地下に埋もれている貴重な文化財で、一般的に遺跡(いせき)と呼ばれています。

Q 「埋蔵文化財」って何ですか? A-2 豊島区にはどのくらいの埋蔵文化財があるのですか?

Q 「埋蔵文化財」って何ですか? A-3 豊島区では、現在十六か所が追跡として認められています。さらに、今後の再開発によって、新たに発見される可能性もあります。

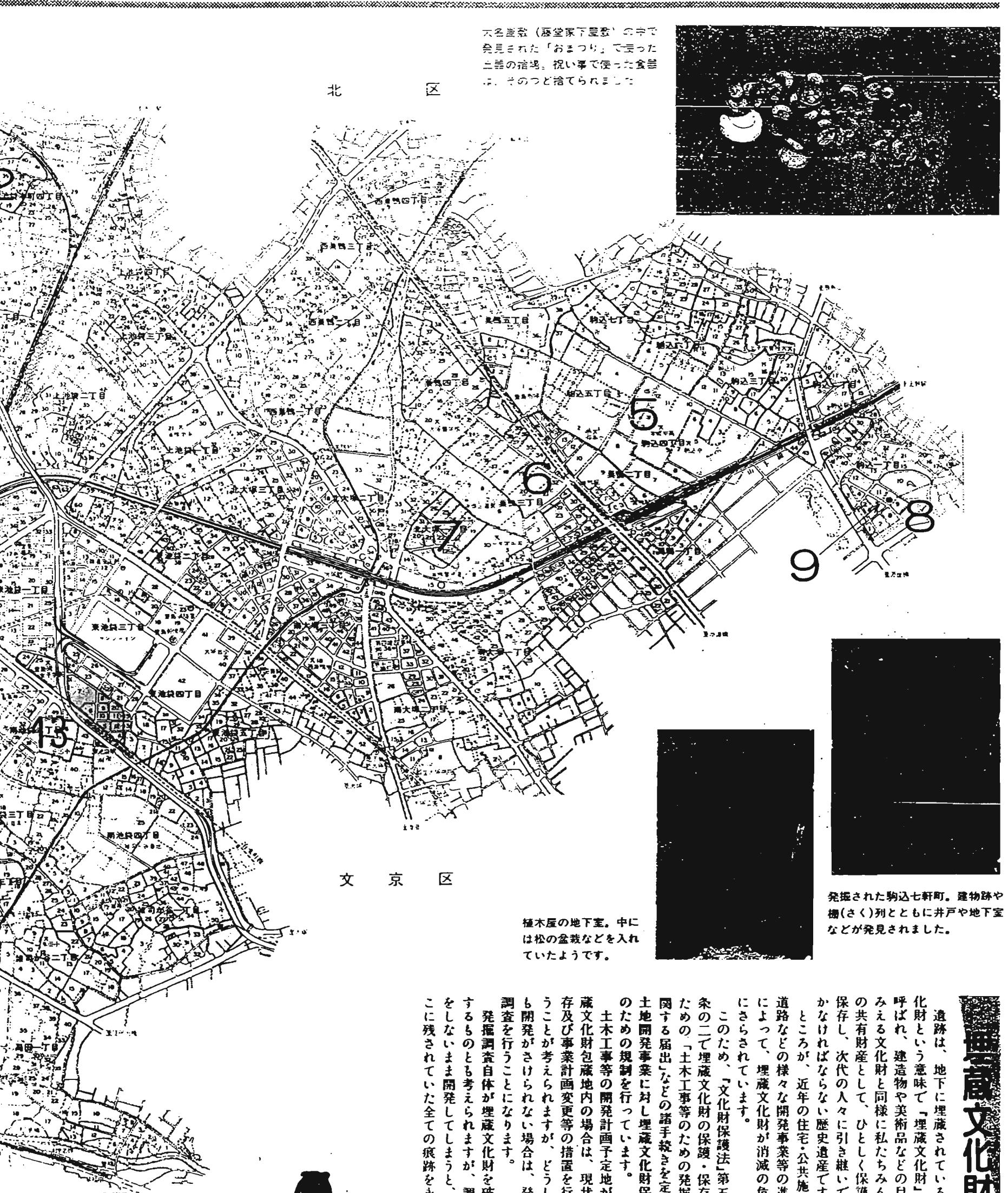
「埋蔵文化財」って何ですか?

Q 「埋蔵文化財」って何ですか? A-1 いままでの発掘調査で、どんなものが発見されているのですか?

Q 「埋蔵文化財」って何ですか? A-2 いままでの発掘調査は、主に駒込・染井地区で進められてきました。そこでは、江戸時代の樅木屋さんの生活ぶりや、大日の生活の様子がわかつてきています。最後の一頁にその一部を紹介していますので、読んでみて下さい。



しき



文 京 区

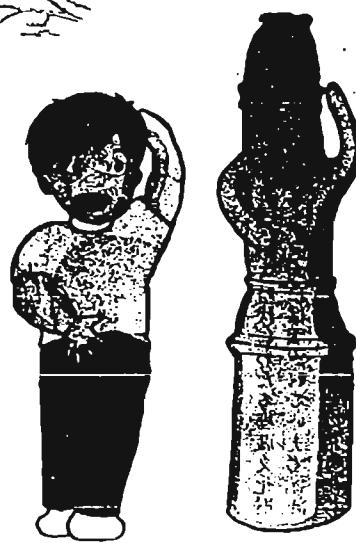
植木屋の地下室。中に
は松の盆栽などを入れ
ていたようです。

このため、「文化財保護法」第五七
条の二で埋蔵文化財の保護・保存の
ための「土木工事等のための発掘に
関する届出」などの諸手続きを定め、
土地開発事業に対し埋蔵文化財保護
のための規制を行っています。

土木工事等の開発計画予定地が埋
蔵文化財包蔵地内の場合は、現状保
存及び事業計画変更等の措置を行な
うことが考えられます。どうして
も開発がさけられない場合は、発掘
調査を行うことになります。

発掘調査 자체が埋蔵文化財を破壊
するものとも考えますが、調査
をしないまま開発してしまうと、そ
こに残されていた全ての痕跡を永遠

発掘された駒込七軒町。建物跡や
櫛(さく)列とともに井戸や地下室
などが発見されました。



埋蔵文化財保護のため

遺跡は、地下に埋蔵されている文
化財という意味で「埋蔵文化財」と
呼ばれ、建造物や美術品などの目に
みえる文化財と同様に私たちみんな
の共有財産として、ひとしく保護・
保存し、次代の人々に引き継いでい
かなければならぬ歴史遺産です。

ところが、近年の住宅・公共施設・
道路などの様々な開発事業等の進展
によって、埋蔵文化財が消滅の危機
にさらされています。

このため、「文化財保護法」第五七
条の二で埋蔵文化財の保護・保存の
ための「土木工事等のための発掘に
関する届出」などの諸手続きを定め、
土地開発事業に対し埋蔵文化財保護
のための規制を行っています。

土木工事等の開発計画予定地が埋
蔵文化財包蔵地内の場合は、現状保
存及び事業計画変更等の措置を行な
うことが考えられます。どうして
も開発がさけられない場合は、発掘
調査を行うことになります。

発掘調査 자체が埋蔵文化財を破壊
するものとも考えますが、調査
をしないまま開発してしまうと、そ
こに残されていた全ての痕跡を永遠

に失うことになるため、発掘調査に
よって道路の詳細な記録を資料とし
て残すものです。
言い換れば、この発掘調査は、
開発事業を行うためにも、埋蔵文化
財を保護するためにも必要なもので
す。

現在豊島区には、十六か所の埋蔵
文化財包蔵地があります。

これから土木・建築工事等を計画
される方は埋蔵文化財分布地図をご
参照のうえ、出来るだけ早い時期に
社会教育課文化財係まで確認におい
て下さい。

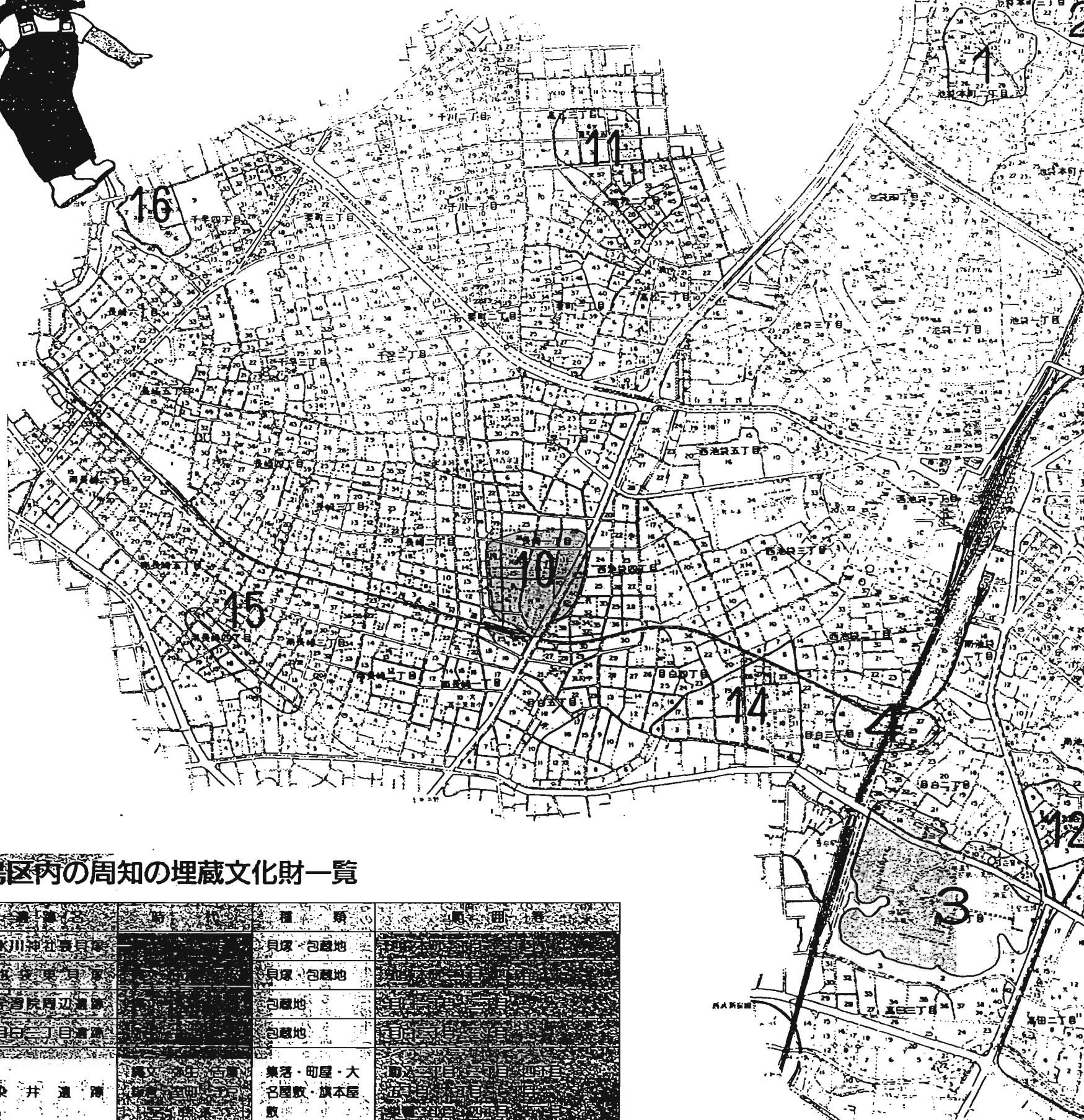
なお、この発掘調査の費用につい
ては、「文化財保護法」で開発事業者
の方に負担していくだけ原則負担
制がとられています。但し、個人専
用住宅建設などの場合は、国や東京
都及び区の一定の補助制度がありま
すので、あわせてご相談下さい。

祖先が残してくれた貴重な歴史遺
産を次代の人々に引き継ぐことは、
私たちに課された使命です。皆様の
ご理解とご協力を頼んでいます。

豊島区内の埋蔵文化財分布図

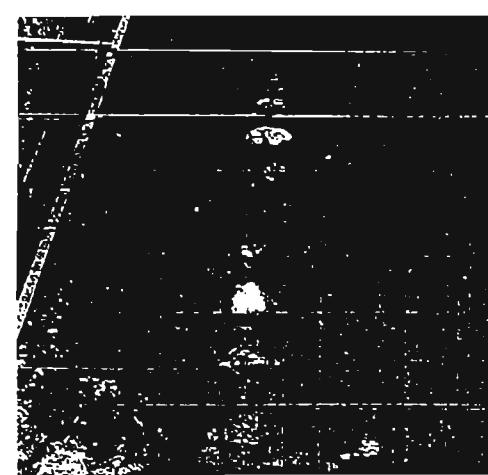


板 橋 区



豊島区内の周知の埋蔵文化財一覧

番号	地名	時代	種類	位置
1	水川神社裏貝塚	縄文	貝塚・包蔵地	水川二丁目
2	池袋東貝塚	縄文	貝塚・包蔵地	池袋三丁目
3	宝蔵院周辺遺跡	縄文	包蔵地	西池袋二丁目
4	日比谷二丁目遺跡	縄文	包蔵地	日比谷二丁目
5	染井通り跡	縄文・古墳・平安・江戸	集落・町屋・大名屋敷・旗本屋敷	染井四丁目
6	堀川通り跡	縄文・古墳・平安・江戸	町屋・旗本屋敷	堀川二丁目
7	北大塚遺跡	縄文	大名屋敷	北大塚二丁目
8	堀込一丁目遺跡	縄文・平安・江戸	包蔵地	堀込一丁目
9	堀込古墳	古墳	古墳	堀込二丁目
10	長崎神社周辺遺跡	縄文・平安・江戸	包蔵地	長崎二丁目
11	高松通り跡	縄文	包蔵地	高松二丁目
12	雑司ガ谷通り跡	縄文・平安・江戸	包蔵地・寺院	雑司ガ谷二丁目
13	東池袋通り跡	縄文・江戸	包蔵地	東池袋二丁目・四丁目
14	旧慈應寺境内	江戸	寺院	日比谷二丁目・四丁目
15	椎名町通り跡	江戸	包蔵地・町屋	椎名町二丁目・三丁目・四丁目
16	千早通り跡	縄文・古墳	包蔵地	千早四丁目

並んでいる石は、大名屋敷の土塁の基礎
左側が染井通り

